

【答申の概要】

諮問第175号 県立高校における多数の生徒が関与した非行事案に係る監査調査表等の部分開示決定に対する異議申立て

件名	県立高校における多数の生徒が関与した非行事案に係る監査調査表等の部分開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	日付の異なる特定日の県公報に登載された監査の結果の報告に関する①「第3その他の報告事項 1 指示事項 (1)事務事業関係のうち、多数の生徒が関与する非行事案の発生」(以下「事案1」という。)及び②「第2 監査の結果 1 監査委員が監査対象機関で実施したもの (10〇〇高等学校のうち、多数の生徒が関与する非行事案の発生」(以下「事案2」という。)に係る調査書、監査調査表、監査委員協議会資料、協議結果等
非開示理由	静岡県情報公開条例(以下「条例」という。)第7条第2号(個人情報)、第3号(事業活動情報)、第6号(事務事業情報)
実施機関	静岡県監査委員
諮問期日	平成24年3月29日
主な論点	○条例第7条第2号関係 ・個人識別可能性の判断における照合の対象となる「他の情報」の範囲をどのように考えるか。 ○条例第7条第6号関係 ・校名非公表とした監査結果を覆して、校名情報を開示した場合、今後の監査事務に支障となるおそれがあるか。 ・監査を行う過程で収集した生徒に関する情報等を開示した場合、今後の生徒指導をはじめとした学校運営に支障となるおそれがあるか。
審査会の結論	静岡県監査委員が非開示とした部分のうち、別表3(省略)及び別表4(省略)の「当審査会において開示すべきと判断した部分」欄に掲げた部分は開示すべきである。
審査会の判断	1 条例第7条第2号該当性 照合の対象となる「他の情報」には、公知の事実や、一般に入手できる情報が含まれるが、何人も開示請求できることから、当該個人の近親者、地域住民であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も「他の情報」に含まれると解すべきである。 また、識別可能性の判断に当たっても、厳密には特定の個人を識別することができる情報ではないが、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個人に不利益を及ぼすおそれがある場合には、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から個人識別性を認めるべき場合がある。 具体的にどのような情報が「他の情報」に該当するかどうかについては、条例第3条において「個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない」と規定され、この趣旨は、公文書の開示をする場合にも当然当てはまるものである。個人に関する情報は、一度開示されれば当該個人に回復し難い損害を与えることがあり、十全な保護

を図る必要があることから、情報の性質や内容に応じて個別に判断することが必要となる。

以上を踏まえると、事案1については、高校生は、一般的に感受性が強く、傷つきやすく、可塑性に富むものであり、校名が公表された事案2において、マスコミ報道やインターネット上での誹謗・中傷等によって、当時の在校生の学生生活等に混乱や影響が生じたことを踏まえると、校名の特定につながる情報については、個人識別性を認め、非開示とすべきである。

(1) 生徒の所属に関する記載

生徒の所属に関する情報は、それ自体で、あるいは、他の情報と照合することにより、校名の特定につながる情報であることから、個人識別性を認めるべきであり、非開示が妥当である。

(2) 個別非行事案に係る日時や内容、生徒指導の内容等について

当該部分を公にした場合、行為の日時や場所、生徒の属性、非行の内容、生徒指導の内容等が明らかとなり、県西部の数校のうちのいずれかの高等学校であるという情報と照合することにより、校名を特定し、特定の個人を識別することが可能となることから、非開示が妥当である。

(3) 事案2における特別支援教育の内容

当該部分を公にした場合、当該生徒の同級生等、一定の範囲の者には、当該生徒を特定することが可能となると認められる。また、このような情報は、他人に知られたい機微な情報であり、校名が特定されていることから、公にした場合、当該高等学校にこのような機微にわたる情報に該当する生徒が在籍していることが明らかになり、当該生徒の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、非開示が妥当である。

(4) 退学要因別の人数、死亡事故の有無やその状況

退学や死亡事故についての情報は、本人や近親者等にとっては、他人に知られたい機微にわたる情報である。当該部分のうち、事案1に係る部分については、他の情報と照合することにより、校名が特定され、当該生徒の同級生等、一定の範囲の者には、当該生徒を特定することが可能となると認められることから、非開示が妥当である。

また、事案2に係る部分については、校名は公表されており、前段の事案1と同様、当該生徒の同級生等、一定の範囲の者には、当該生徒を特定することが可能となると認められることから、非開示が妥当である。

2 条例第7条第3号該当性

(1) 非行事案によって被害にあった店舗名

当該店舗名を公にした場合、万引きが容易であるかのような印象を与え、更なる損害を誘引しかねず、当該販売業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、非開示が妥当である。

(2) 校内販売に関する記述

当該部分を公にした場合、校名が特定されていることから、販売業者を特定することは容易であり、販売業者の校内販売に関していわれのない批判に繋がることは否定できず、当該販売業者の正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、非開示が妥当である。

(3) 校内販売業者の対応に関する記述

万引き行為が発覚した際に、どのような対応を取るかは、業者の意思決定によって行われる内部管理情報として保護すべきである。また、販売業者の特定は上記2(2)で述べたように

容易であり、対応についていわれのない批判に繋がることは否定できず、当該販売業者の正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、非開示が妥当である。

(4) P T Aや後援会など関係団体の状況

学校との関わりの状況として非開示とした部分のうち、当該学校が援助を受けた額については、P T A等がどのような援助を行うかは、団体の意思決定に基づき行われるものであることから、内部管理情報に当たり、団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、非開示が妥当である。

3 条例第7条第6号該当性

(1) 事案1において、校名の特定につながる情報が開示された場合、今後の監査事務に支障となるおそれがあると判断したもの

実施機関は、事案1の監査結果の公表に際して、個人の権利利益の保護や社会的影響などを考慮して校名を非公表と判断している。校名を公表した場合の影響については、1で述べたように、個人に関する情報は、一度開示されれば当該個人に回復し難い損害を与えることがあり、十全な保護を図る必要があること、高校生は、一般的に感受性が強く、傷つきやすく、可塑性に富むものであり、校名が公表された事案2において、マスコミ報道やインターネット上での誹謗・中傷等によって、当時の在校生の学生生活等に混乱や影響が生じたことを踏まえると、事案1において、校名を公表しなかったことは、当審査会としても妥当であったと判断できるものである。

よって、監査結果の報告及び公表に際し、校名を非公表としたことが、妥当であるならば、公文書開示請求への対応として非公表とした判断を覆して、開示することは、実施機関の判断の公正さ、客観性に無用な疑いを抱くおそれを生じさせ、また、同種の監査は、年1回実施されることから、今後の監査事務に支障が生じるおそれがあるものと認められることから、非開示が妥当となる。

① 監査対象機関名

当該部分を公にした場合、上記3(1)で述べたように、公文書開示請求によって校名非公表の判断を覆し、開示することは、実施機関の判断の公正さ、客観性に無用な疑いを抱くおそれを生じさせ、また、同種の監査は、年1回実施することから、今後の監査事務に支障となるおそれがあるものと認められることから、非開示が妥当である。

② 監査実施日、監査基準日等の日付及び地域を特定する記載部分等

当該部分のうち、過去の監査実施日を公にした場合、県公報と合わせることで校名を特定することが可能となり、上記3(1)①同様の支障となるおそれがあるものと認められることから、非開示が妥当である。

しかしながら、当該年度の監査実施日については、書面監査を受けた県西部の高等学校全てが同一日であり、県公報でも記載されていることから、これを公にしたとしても、校名を特定するおそれがあるものとまでは認められないことから、開示すべきである。

③ 監査対象機関ごとに監査結果を取りまとめた個票のページ

当該部分を公にした場合、原処分において指摘・指示事項があったとして県公報で機関名が公表されている監査対象機関の個票のページを開示していることから、その前後関係から校名の特定につながるおそれがあり、上記3(1)①同様の支障となるおそれがあるものと認められることから、非開示が妥当である。

(2) 監査結果を取りまとめる上で作成された資料に記載された判断基準や事務局の見解等の情

報で、開示した場合、今後の監査事務に支障となるおそれがあると判断したもの

監査結果を決定する際の内部的な判断手法や判断過程を公にすることにより、監査の着眼点等を見据えた受検体制が可能となることによって定期監査の実施効果が妨げられたり、また、指摘事項等とすべき事案の発生原因の認定や判断基準のあてはめの手法が明らかとなることによって、今後の監査事務に支障となるおそれがあるものと認められる場合には、非開示が妥当となる。

① 事務局職員のランク付けの参考意見

当該部分を公にした場合、判断手法や判断過程が明らかとなり、率直な記述ができなくなり、今後の監査における適用基準該当の審査及び監査委員の合議に支障を生じるおそれがある。加えて、非開示部分の記述内容の変遷の事実を捉えて、一貫性に欠ける、取り上げるべき問題点が取り上げられていない、十分な議論が尽くされていない等の誤解をし、監査の公正さ、客観性に疑いを抱くような受け止め方をすることがあり得る。このような事態は、監査結果に対する信頼を失わせ、今後の監査事務に支障となるおそれがあるものと認められることから、非開示が妥当である。

② 監査適用基準のあてはめ

事案を判断するためのあてはめを行う上での詳細な基準表については、これを公にすることにより、監査結果を出す過程での内部的な判断が明らかになり、上記3(2)①同様の支障となるおそれがあるものと認められることから、非開示が妥当であるが、それ以外は、抽象的な基準に過ぎないことから、開示すべきである。

③ 監査結果一覧表

当該部分については、本監査の実施形態ごとに、結果の概要が記載されているが、その掲載順は県公報掲載順であることは明らかとなっていることから、県公報において公表されている監査対象機関名、監査区分、監査実施日については、開示すべきである。

④ 「指導」事項

この「指導」は、監査結果の公表は行わないものの、単純かつ影響の少ないミス等について、再発防止の徹底を図るために、平成23年度から設けられたものである。この「指導」に係る具体的な内容を公にした場合には、上記3(2)①同様の支障となるおそれがあるものと認められることから、その内容については非開示が妥当である。

しかしながら、「指導」の件数を公にしたとしても、監査対象機関は特定されることはなく、上記3(2)①同様の支障となるおそれがあるものとまでは認められないことから、「指導」の件数については、開示すべきである。

⑤ 発覚の経緯

当該部分を公にした場合、事案の報告を躊躇させ、事実の把握を困難にするおそれがあり、上記3(2)①同様の支障となるおそれがあるものと認められることから、非開示が妥当である。

⑥ 監査委員協議会における各監査委員の発言

当該部分には、監査委員名は記録されていないものの、監査委員の合議の詳細な内容や個人の意見を公にした場合、今後の監査委員の合議において自由な意見交換に抑制、萎縮をもたらすものであること、また、監査基準の内部的な判断に言及している部分があり、上記3(2)①同様の支障となるおそれがあるものと認められることから、非開示が妥当である。

(3) 監査を行う過程で収集した個別の事案に対する生徒指導の内容で、開示した場合、生徒へ

の教育、指導や学校運営に支障を及ぼすおそれがあると判断したもの

教育現場における生徒指導や学校運営は、各高等学校において個別の事案ごとに判断するものであって、学校長のもと、合理的裁量に基づいて行われるべきものである。個々の事案に対する生徒指導の具体的な内容や考え方を公にすることにより、今後の生徒指導等を抑制、萎縮させたり、生徒や保護者との信頼関係が損なわれるといった支障が認められる場合には、条例第7条第6号柱書の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として、非開示が妥当となる。

① 生徒への個別指導

当該部分のうち、個々の生徒への個別指導の内容を開示した場合、学校長のもと、合理的裁量に基づいて行われていた個別具体的な指導の内容が、第三者の監視や批判の対象となり、今後の生徒指導等を抑制、萎縮させたり、生徒や保護者との信頼関係が損なわれるといった支障を及ぼすおそれがあるものと認められることから、非開示が妥当である。

しかしながら、窃盗行為を行った場合に、当然行われるべき指導であると認められる部分を公にしても、上記同様の支障を及ぼすおそれがあるものとは認められないことから、当該部分については、開示すべきである。

② 入学試験の選考方法

当該部分には、具体的な入学試験の選考基準が記載されておらず、学校裁量枠を設けていない理由を説明しているだけであるため、これを公にしても上記3(3)①同様の支障を及ぼすおそれがあるものとは認められないことから、開示すべきである。

③ 生徒の交通事故の件数等

当該部分のうち、各調査項目における数値については、公表しないことを前提に監査調査票の提出を受けているものであり、これを公にした場合、教員が事案を把握することを阻害し、また、学校間の比較や序列化につながることに伴う学校運営に対する支障が認められ、上記3(3)①同様の支障を及ぼすおそれがあるものと認められることから、非開示が妥当である。一方、これらの数値のうち、県平均の数値は、上記支障が生じるとまでは認められない。

しかしながら、事案1については、校名を非公表としており、当該部分を公にした場合、定時制の有無から校名の特定につながるおそれがあり、上記3(3)①同様の支障を及ぼすおそれがあるものと認められることから、非開示が妥当であり、事案2の数値についてのみ開示すべきである。

また、生徒の非行等の区分を公にしても、上記3(3)①同様の支障を及ぼすおそれがあるものとは認められないことから、開示すべきである。

④ P T A等関係団体の状況

当該部分のうち、2(4)で条例第7条第3号該当性は認められないと判断した部分については、団体の正当な利益を害するおそれはなく、公にしてもP T A等との信頼関係を失い、学校運営に対する支障を及ぼすおそれがあるものとは認められない。しかしながら、事案1については、校名を非公表としており、当該部分を公にした場合、徴収金額や予算規模、後援会法人格の有無が明らかとなり、校名の特定につながるおそれがあり、非開示が妥当であることから、事案2の数値についてのみ開示すべきである。

よって、「審査会の結論」のとおり判断する。